

## PTA 規約の一部改正

令和 5 年 4 月 21 日

### 1. PTA 役員の選出時期及び人数について

#### ①【第 6 章 役員】第 17 条 2 及び【第 7 章 専門委員】第 20 条 2

規約条項	変更前	変更後
【第 6 章 役員】 第 17 条 2	立候補で決まらない場合は、 <u>1 月</u> に各学年で集まり話し合いで決める。(一部抜粋)	立候補で決まらない場合は、 <u>12 月～1 月</u> に各学年で集まり話し合いで決める。(一部抜粋)
【第 7 章 専門委員】 第 20 条 2		

#### ②【第 7 章 専門委員】

##### 第 21 条 1

変更前 学年委員は、1 学級 2 名（学年代表者を含む）とする。  
但し、欠員（転出、病気等）が出た時の為、1 学級補欠 1 名を選出。

変更後 学年委員は、1 学年 4 名程度（学年代表者を含む）とする。また、1 学級しかない学年については 2 名程度とする。  
但し、欠員（転出、病気等）が出た時の為、1 学年補欠 1 名を選出。  
新 1 年生については 4 月の委員選出時。

#### ③【第 7 章 専門委員】

##### 第 21 条 2

変更前 環境整備委員は、1 学年 2 名（正、副委員長が出た学年は 0～1 名）とし、1 月に学年集会を開き話し合いで決める。  
但し、欠員（転出、病気等）が出た時の為、1 学年補欠 1 名を選出。  
新 1 年生については 4 月の委員選出時。

変更後 環境整備委員は、1 学年 2 名程度（正、副委員長が出た学年は 0  
～1 名程度）とし、12 月～1 月に学年集会を開き話し合いで決める。  
但し、欠員（転出、病気等）が出た時の為、1 学年補欠 1 名を選出。  
新 1 年生については 4 月の委員選出時。